

稲城市監査委員公告第9号

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について

令和4年11月24日付け稲監第552号で提出した令和4年度財政援助団体等監査の結果の報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月29日

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 中 田 中

## 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

1	区分	指摘事項
	対象	福祉部 障害福祉課 対象の補助金：稲城市障害者日中活動系サービス推進事業補助金
	内容	<p>補助金のメニュー選択式加算額について、要綱第4条では前年度（令和2年度）の一般就労実績が対象となっているが、当年度（令和3年度）の実績に基づいた変更交付申請及び実績報告に対しても、補助金額を加算する変更交付決定及び補助金額の確定を行っていた。</p> <p>令和4年度に上記の事実が発覚し過年度分として補助金を返還させているが、補助金の変更交付決定及び額の確定の審査における確認方法が十分ではないように見受けられたため、十分注意を払って実績報告書類等の精査を進められたい。</p>
	講じた措置	<p>今後の補助金の変更交付決定及び額の確定の審査における確認方法につきましては、確認不足を防止するためのチェックシートを活用しながら、複数の職員によるチェックを徹底し、実績報告書類等の精査に努めてまいります。</p>